

# 商工農林水産委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成30年12月18日(火曜日)

開 会 午前 9時57分

閉 会 午前10時38分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

委員長 成田光雄

副委員長 高田真里

委員 泉英之

// 金井毅俊

// 大島満

// 橋本雅雄

// 松井桂将

// 金厚有豊

// 柞山数男

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【農業委員会事務局】

事務局長	大森 典明
事務局次長	黒田 光晴

### 【農林水産部】

部長	松島 十三男
部次長	浅野 朋之
部次長（技術担当）	井水 清智
農林事務所長	浅畑 義仁
地方卸売市場長	経塚 達也
参事（農業水産課長）	本林 成元
参事（農村整備課長）	前田 信康
農政企画課長	池口 昌博
森林政策課長	桐溪 修一
農林事務所農業振興課長	梅田 一好
農林事務所農地林務課長	谷井 政人
地方卸売市場次長	野村 学
営農サポートセンター所長	吉野 敦
農政企画課主幹（調整担当）	山口 佳子

## 6 職務のため出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課主査	金井 沙織
議事調査課主任	牧石 真理

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開きます。

〔傍聴の申込み（1名）について諮る

…許可〕

委員長 これより、農業委員会所管分の議案の審査を行います。

議案第150号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費中、農業委員会所管分

を議題といたします。

これより、当局の説明を求めます。

農業委員会事務局長 〔挨拶及び  
議案第150号中  
農業委員会所管分について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

                      これより、議案第150号中農業委員会所管分の討論に入ります。

                      討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。

                      これより、議案第150号中農業委員会所管分を採決いたします。

                      本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            御異議なしと認めます。

                      よって、本案件は、原案可決されました。

                      以上で、農業委員会所管分の議案の審査を終了いたします。

                      次に、農業委員会所管分で、ただいまの議案以外に、何か質問はありませんか。

柞山委員          農業関連の相当根幹をなすような改革が審議されました。その1つとして、農業委員会法が改正されまして、本年春から、富山市の農

業委員会も新しい農業委員会制度でスタートしたところであり、9カ月がたちました。まず、農業委員と農地利用最適化推進委員、この役割と配置について、お伺いしたいと思います。

農業委員会事務局次長

まず、この新しい制度の農業委員会の役割ですが、従来は農地の権利移動や転用の許可が主な役割でございました。法改正によって、農地の利用最適化が重要な業務として新たにつけ加えられました。

このことにより、農業委員も農地利用最適化推進委員も、本市では今年度から、担い手への農地利用の集積化、それから、遊休農地の発生防止・解消、新規参入を柱とした業務が新たに必須業務に位置づけられました。

続いて、配置についてですが、旧体制の農業委員の選挙区の農地面積などを参考に、市内を15のブロックに分け、24名の農業委員は、地区や校区単位でブロックごとに配置し、農地利用最適化推進委員は、概ね400ヘクタールに1名を基準として41名を配置しました。

柞山委員

ブロックに分けて、また、1人当たり400ヘクタールということではありますが、以前と

比べて、農業委員の数は減っていると思うのです。

400ヘクタールというと、大きな小学校区くらいの大きさになると思うのですけれども、今までもそうしていただき、それでクリアできる、ブロック単位でクリアできるエリアの大きさなのか、現状を見ておられていかがでしょうか。

農業委員会事務局次長

平野部もございますし、山間部もございませので、1人当たりの基準として、きれいな400ヘクタールに割り切れてはございませんけれども、昨年までは農業委員の人数が51名でありましたが、今は24名の農業委員プラス41名の農地利用最適化推進委員ということで、65名と人数自体は増えておりますので、そのあたりは、農業委員と農地利用最適化推進委員とで協力をしながら、カバーしていただきたいと思います。

柞山委員

農業委員と農地利用最適化推進委員の、それぞれの権限や報酬の違いはどうでしょうか。

農業委員会事務局次長

農業委員と農地利用最適化推進委員の身分につきましては、どちらも非常勤の地方公務員でございます。

農業委員は総会に出席して、議決権を持ち、農地利用最適化推進委員は総会の場でこれらに意見を述べることはできますが、議決権は持っていません。その違いがございます。

農業委員会事務局長

補足をさせていただきますが、今ほど、委員のほうから報酬について御質問があったことと思います。

報酬につきましては、農業委員が月額3万3,500円、農地利用最適化推進委員が月額3万2,000円ということにさせていただいております。

農業委員につきましては、毎月、農地の権利の移動—例えば、転用ですとか売買—などについて、農業委員の出席のもとで、総会を行っております。それを月に1回やっております。それが大体、半日かかるのですけれども、その日当として1,500円を農業委員にプラスしております。

あとは、通常、同等の業務をしていただくという考えで、このような報酬にしております。

柞山委員

今回の法改正の主な狙いは、やはり、遊休農地の発生防止・解消、あるいは担い手に農地を集約するという、そういう合理性を持って手当するという農業委員会法の改正だったと

と思いますが、この9カ月を見ていて、まだまだ緒についていないのではないかという思いもあります。

農業委員、また、地域で集約的に地域のそういう課題に対して取り組んでいただく農地利用最適化推進委員—この9カ月を見ていて、初期の目的というか、そのようなものも俯瞰しながら、どういう評価をされていて、何が課題で、何か見えてきていないか、次年度に向けてどういう取組みをしていくのか、お伺いしたいと思います。

農業委員会事務局次長

まず、法改正の趣旨は、農地等の利用の最適化を進める体制を強化するものでございます。このため、新たに区域ごとに農地利用最適化推進委員を委嘱し、農業委員と連携して取り組む体制を整備したもので、先ほども申し上げましたが、担い手への農地の集約・集積や、遊休農地の発生防止等が、農業委員や農地利用最適化推進委員の具体的な役割となっているものでございます。

そのためには、農業委員や農地利用最適化推進委員が地域の話合いなどに積極的に参画していくなど、農家や農協、土地改良区の方々などと深く関わっていくことが重要であると考えております。

しかしながら、新体制移行後、農地パトロールや利用状況調査などを行っておりますが、農家の方々との会合や農協との連携がまだまだ不十分だと考えておりますので、今後は、遊休農地の所有者などへの戸別訪問や、農協主催の集落の座談会などに積極的に参加するよう促していきたいと考えております。

柞山委員

直接の要因ではないと思いますがけれども、昨今の災害に際して、農業施設も被災しています。

その中に、用水等の、例えば草などの管理をしていなくて、土砂が入って、越水して、その棟全部が流れているという状況もあります。そうした中にも、遊休農地というか耕作放棄地の問題というのが、農地保全の問題の点からも相当重要なことであるというふうに認識しております。

今ほど回答があった座談会なり、あるいはそういう地域を回って一農地利用最適化推進委員の方は地域に精通されている方だと思いますから、そういうところにも視点を当てて、しっかりと所期の目的を達成していただきたいと思います。再度、事務局長の答弁を求めます。

農業委員会事務局長

次長からも答弁がありましたように、この新しい制度は一今ほど柞山委員からもお話しがありましたように一まさしく、これからの農地をどうするのか、今の農地をこのまま耕作し続ける、そしてそれには、担い手へ一力のある方々に農地を集約させていくということが重要なことだと、国のほうでも方針が進んでおります。

ことしの4月から、本市の農業委員会も新しい体制になりました。

現在、国のほうでは、農地バンクの見直しと申しますか、なかなか農地の集積が進まないということで、見直しがされております。

その中で、農業委員なり、農地利用最適化推進委員の役割としては、やはり現場に入っていく、話合いにどんどん入っていくと一農業委員の方に聞きますと、人・農地プランが始まったころは、その中に入っていなかったということもお聞きしております。

委員みずからの活動として、そういう話合いの場にどんどん入って、皆さんと連携をとりながら、農協などとも連携をとりながら、事業を進めてまいりたいと考えております。

大島委員

今定例会の江西議員の一般質問への市長答弁に、農振除外に対して、かなり踏み込んだ御

回答があったかと思います。

農政企画課のほうが直接の窓口でしょうけれども、農業委員会として、今まで、農振除外の期間が長かったり、かなり一特に分家住宅で、ある程度クリアしてもいいものが、少し厳しく言われたりというようなことがあるのだと思うのです。

農業委員会の中では、今回の農振除外に対する市長の答弁について、どのように考えていらっしゃるのか、御回答をいただければと思うのですけれども、いかがでしょうか。

農業委員会事務局長

今ほどの御質問については、まさしく市長のおっしゃるとおりでありまして、農振除外については非常に時間がかかるということの一言に尽きるかなと。まさしく市長がおっしゃったように、同じことを2回している—そういう意味では、事務の効率化を考えていただいて、まずは市の市長部局のほうでチェックはしております。そういうことで、農振除外については進めていただければと思っております。ただし、このことについては私どもの所管ではございません。

大島委員

そういうような声というのは、農業委員の方々からも、恐らく今までもあったと思うので

すけれども、その辺についてはどうでしょうか。

農業委員会事務局長 農業委員の方々からは一私は、今年度初めて農業委員会の業務にかかわらせていただいておりますが一申請者の方々、何人かの方からは、それこそ、8カ月、9カ月かかることについて一本会議でもそのようなお話があったかと思いますが一もう少し早くならないかというようなお声は聞いております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、農業委員会所管分を終了いたします。農業委員会の皆さんは、退室願います。説明員を交代いたしますので、しばらくお待ちください。

〔農業委員会退室／農林水産部入室〕

委員長 これより、農林水産部所管分の議案の審査を行います。  
議案第150号 平成30年度富山市一般会計補正予算（第3号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第6款農林水産業費中、農林水産部所管分、第11款災害復旧費中、第1

項農林水産施設災害復旧費、第3条繰越明許費中、第11款災害復旧費中、第1項農林水産施設災害復旧費、

報告第41号 専決処分について承認を求める件（工事請負変更契約締結の件（水橋フィッシャリーナ水面係留施設外整備工事））、以上2件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

農林水産部長 〔挨拶〕

農林水産部次長 〔議案第150号中  
農林水産部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

農林事務所 〔議案第150号中  
農地林務課長 豪雨災害復旧工事等について、  
平成30年度繰越明許費について、  
議案説明資料により説明〕

農業水産課長 〔報告第41号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

柞山委員 今ほど説明のありました、議案書134ページの水橋フィッシャリーナの変更契約の中身をもう少し教えていただけないでしょうか。

農業水産課長 水橋フィッシャリーナの工事期間における安全性の確保、あるいは、材料等の一部変更などから、事業費の増減がございました。主な要因といたしましては、しゅんせつ砂、消波堤の捨て石の運搬方法の変更で、これを、海上輸送から陸上輸送へと変更しております。また、フィッシャリーナ湾内での防波堤に使っている矢板板につきましても、防腐処理を行いました。一方、防波堤につける標識灯などは、当初予定していたものよりも小さいもので大丈夫だということで減額等をいたしました。が、事業費の合計といたしましては、820万円余りの増額となったものです。

柞山委員 いろいろと素早い手当てをいただいて、今回、大方が完成したものだというふうに思っております。

工事には、ホタルイカ漁等々、いろいろと影響もあったかと思えますけれども、これまで、この工事の進捗に当たって、どんな課題があったのか、また、前の施設と比べて、今回の

施設はどのようなところが良くなったのか、あるいはどのような補強をされたのか、具体的に少し教えてください。

農業水産課長 水橋フィッシャリーナにつきましては、昨年10月の台風によりましてほぼ全壊いたしました。

まず最初に考えたのは、やはり、早急に復旧するということです。それで、平成29年12月補正予算、平成30年3月補正予算等で工事費を確保させていただき、また、予備費等の充用等もかけまして、ことしの3月中に実施設計等を終えまして、工事自体は5月から開始いたしました。

しかし、委員がおっしゃいましたとおり、ホタルイカ漁等がございまして、海面工事が行われたのは7月に入ってからです。

1年以内の復旧を目指しておりましたことから、9月いっぱいまで工事を完了する予定でしたけれども、実際には少し工期が延長いたしました。しかし、10月当初からは、水面係留施設の一部を供用開始することができ、全体といたしましては、11月22日に工事が完了しまして、現在は通常どおりの運用を行っているところです。

前回の施設は、台風による越波が破損した原

因ですので、今回新しく整備したフィッシャリーナの施設につきましては、まず、バースの向きを南北に変更いたしまして、越波のあった際に抵抗を受けない配置といたしております。

さらに、それぞれのバースの先端に、防波堤を設けて、ある程度、越波があっても影響を受けないということも考えております。

また、浮棧橋の係留方法につきましても、これまでは弾性係留索と申しまして、太いゴムで地中から引っ張るという固定方式だったのですけれども、今回は杭方式ということで、波等により強い形での施設整備をいたしました。

柞山委員

本当に素早い手当てをしていただいて、ありがたく思っております。

ただ、このような台風のときに、海水の上に係留しておくということは、被害に遭うことも予見できたのではないかと。

今回のことで適宜、この管理の方法についても、利用者や管理をしている方も含めて、事前に予想できるのであれば、せめて陸上に上げておくといったことも必要かと思いますが、この点について、どのように考えておられるのかをお願いします。

農業水産課長 委員がおっしゃいますとおり、台風等が予期できるときに、わざわざ湾内に係留をしておかなくても、陸上に上げれば被害が軽減できるわけでございます。

これまでは、指定管理者と利用者が、電話連絡等で要望のあった方の分について陸上に上げていたのですけれども、今回の被災後、事前に契約者と指定管理者が話し合いをいたしまして、このようなことが予想できるときには、連絡がなくても事前に陸上に上げることもできるようにいたしましたし、指定管理者から、そのような情報を提供するような形で、利用者に促すということも、この事業とは別に指定管理者が対応することになっております。

柞山委員 よろしくお願ひします。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第150号中農林水産部所管分、報告第41号、以上2件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

これより、議案第150号中農林水産部所管分、報告第41号、以上2件を一括して採決いたします。

各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

御異議なしと認めます。

よって、各案件は、原案可決・承認されました。

以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。

次に、農林水産部所管分で、ただいまの議案以外に、何か質問はありませんか。

泉委員

今議会での石森委員の一般質問だったと思うのですが、エゴマを用いたイノシシの回避調査の関係で、森市長から、基本的にはエゴマにイノシシを回避させる能力というのは見られなかったと。そのため、エゴマを植えた中に、サツマイモを入れたら食べられてしまったということなのですが、この実験というのは、決して無駄ではなく、大変いい試みだったと思っております。

私も個人的に興味があるのですが、動物が侵入したという映像をお持ちでしたら、これは全国的にも本当に珍しい取組みだと思うので、富山市としてこのような取組みをしたということを、全国に訴えるように、例えばビデオ映像をインターネット上に流すとか、そういうことが可能かどうか、答弁をお願いします。

農業水産課長 今、委員がおっしゃいましたとおり、今回のエゴマを使ったイノシシの回避調査では、定期的な巡回等に加え、夜間に撮影できるカメラを設置いたしまして、その状況を観察いたしました。実際にイノシシが、エゴマであるとか、その対照作物、同じような作物として植えたトウガラシであるとか、そういうところをあまり関係なく行き来する映像は、実際にございます。

その映像につきましては、必要があれば公開していくつもりはございます。ただ、インターネット上で公開できるかということにつきましては、情報統計課などとすり合わせ等を行わなくてはいけないことから、検討をさせていただきたいと思います。

柞山委員 先ほどの続きのような話になりますが、水橋漁港西側にある防波堤、ここを越波して、水

橋フィッシャリーナが崩壊したわけであり  
ます。現地も視察させてもらいましたが、防波  
堤も相当傷んでいたわけです。この防波堤の  
修繕、対応についてはどうなっているのか、  
お伺いします。

農業水産課長

水橋漁港の防波堤は、元の部分が西防波堤、  
先のほうが北防波堤というふうに分かれてお  
ります。今回、西防波堤では、今おっしゃい  
ました、親水防波堤部分のケーソン上部が吹  
き飛んだ形になりまして、それ以外にも、安  
全手すり等が破損しております。

一方、北防波堤におきましても、同じく安全  
手すりであるとか、照明器具が破損してお  
ります。

西防波堤の親水防波堤部分につきましては、  
現在、ケーソンの修理、それと上ぶたの設置  
までが終わりまして、今、手すり部分をコン  
クリート打設しようというところにいたっ  
ております。

事業の進捗率といたしましては、約80%と  
いうことで、来年の1月30日までをめどに、  
工事を終了したいというふうに考えてお  
ります。

また、北防波堤につきましては、西防波堤の  
工事が終わった後、本格的に工事をしたいと

思っております。そちらのほうにつきましては、来年の2月28日をめどに、工事を終了したいと考えております。

柞山委員

昨年、農林水産省のほうにも要望活動をしてきたわけでありますが、この災害については早急に対応をしたい。しかし、その防波堤を乗り越えて来たわけですから、かさ上げをするということについては、全国の漁港の調査をしながら、逐一对応をしていきたいという回答もありました。

その回答から察するに、ともかく、そういうことの調査を入れて一国のほうに要望活動をするためにも、調査が必要だと思っておりますが、この調査について、どのように考えておられるのか、お伺いします。

農業水産課長

今、柞山委員がおっしゃいましたとおり、西防波堤のかさ上げにつきましては、越波を防ぐためには、今後、必要な工事だというふうに認識しております。

最近、台風等の影響が増えていることから、国のほうで、来年度に調査を行うというふうに言っておられまして、県に聞いておりますと、国が直接行うかもしれないということで、今、情報収集に努めているところでございま

す。

いずれにいたしましても、そういう調査、また、今後、機能強化等の事業の中で、このようなかさ上げ等をお願いしていけないか、計画変更を含めまして、県とも協議をして、続けてまいりたいというふうに考えております。

柞山委員

こういうことは間を置かずに、次から次へと手当をしていくということが肝要だと思いますから、情報収集をされながら、手当をしていただきたいと、進捗率を伸ばしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点ですが、最近、報道等で一この富山市内でもそうなのですけれども、高齢者が農業用水に転落して亡くなられるという話がよく聞こえてくるわけであります。

私の地域にも農業用水がたくさんありまして、明渠で、安全柵もない状態で、長らく、そういうことが常識だというふうに思っていたわけですが、あまりにもこういう事故が多いということになると、これは何か手当てをしなければならぬのではないかという思いにもなってくるわけであります。

県内の一部では、集落が中心になって、一度にはできませんが、鉄板でふたをしたとか、そういう事例も出てきております。

やはり、危険度の高いところについては、早急に何か調べて、箇所づけをしながらでも、こういう対応を打っていくべきではないかなと、とりわけ、やはり水路が急流であったり、水量が多いという地域については、検討が必要ではないかと思うのですけれども、このことについて、当局はどのように考えておられるのかお伺いします。

農村整備課長 用水路に転落する事故が発生しているということは、大変残念なことだと思っております。また、用水路の安全管理等については、今、転落防止のためのフェンスの設置というものは、集落等や人が多い場所を中心にかけております。また、今、言われたような水路のふたかけ、あとは転落防止の注意喚起をする看板—「危ない」というような看板の掲示や、小・中学生に、水路の事故防止のポスターや標語、そのような危険回避の啓発事業を、県や土地改良区とも協力をしながら進めております。

今後につきましても、そのような啓発事業をやっていかないといけないと考えておりますし、今、言われたような危険な箇所については、そのようなものの設置等を考えていきたいと思っております。

新聞報道等でおりましたが、県が今、設置する予定だと言っている（仮称）農業用水路事故防止対策推進会議は、河川工学や農業土木の有識者等で構成し、用水事故の防止に向けてハードとソフトの両面から対策を検討し、対策の実効性を高めたいとありましたので、市といたしましても、その動向を注視し、その中で、実行できるものがあれば実行したいと考えております。

柞山委員

いろいろと、多面的な角度で研究をしたり、対応をしていただきたいと思います。

今、多面的機能の維持・向上の補助金といいますと、市内にもそのような組織がたくさんできていると思います。

今ほどの答弁にもありました、啓発活動で標語をかけるとか、そういうことは、この多面的機能支払交付金で対応できる項目なのでしょうか。この組織を利用して、そういうふたかけも含めて、用水の維持・向上の中で、そのようなことに取り組めるのでしょうか。

農村整備課長

今、委員が言われましたように、環境整備というものについては、十分にできることになっております。

今、言われるような注意喚起、そちらのほう

も、やはり環境の部分の一環としてできるものと考えておりますが、その辺については、また確認してみたいと思っております。

柞山委員      なかなか解釈が難しく大変だと思いますが、こういう災害が多い時期ですから、担当の所管省庁のほうへ、そういう現状を伝えて、要望をしていただきながら、確認もしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

委員長      ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、農林水産部所管分を終了いたします。これで、12月定例会の当委員会に付託されました、全議案の審査は終了いたしました。委員各位に、御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長      それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、平成30年12月定例会の商工農林水産委員会を閉会いたします。

平成30年12月定例会  
商工農林水産委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 泉英之

署名委員 柞山数男